

## 青森県公社等理事長選任手続要綱

平成16年11月26日制定

平成17年4月26日一部改正

平成18年3月29日一部改正

平成19年5月10日一部改正

平成19年11月22日一部改正

平成20年12月5日一部改正

### (趣旨)

第1 この要綱は、公社等（青森県の設立に係る公社等の設立・運営に関する基本指針（平成14年11月28日制定）第2条第1号に定める法人のうち、その定款又は寄附行為において知事が理事長（常勤の理事長に限る。以下同じ。）を任命又は指名することとされているものをいう。以下同じ。）について、明確な経営理念や経営能力、実行力を持ち、リーダーシップ等を発揮できる者を公社等の理事長に登用することにより公社等の経営改革を図るとともに、知事が公社等の理事長を任命又は指名するに当たっての手続の公正及び透明性を確保するため、公社等の理事長の選任につき必要な事項を定めるものである。

### (公募制の原則)

第2 知事は、公社等の理事長を任命又は指名しようとするときは、第4に定める場合を除き、広く一般から適任者を公募し、公社等の目的をより効率的、効果的に達成できるよう、優れた人材の登用を図るものとする。

### (選任手続)

第3 知事は、公社等の理事長を任命又は指名しようとするときは、別に定めるところにより公募の手続をとるものとし、公募に応じた者（以下「応募者」という。）について、公社等の理事長としての適格性を有しているかどうかを青森県公社等理事長候補者審査会（以下「審査会」という。）に審査させるものとする。

2 審査会は、前項の規定により知事から審査を依頼された者について、公社等についての経営理念、経営能力、実行力、リーダーシップ等について審査し、公社等の理事長としての適格性を有すると認める者を知事に推薦するものとする。

3 知事は、応募者がなかった場合又は前項の規定による審査の結果審査会から推薦がなかった場合は、公社等の理事長としての適格性を有すると思われる者をできる限り複数名選定し、これらの者について審査会に審査させるものとする。

4 第2項の規定は、前項の規定による審査について準用する。

5 知事は、第2項（前項において準用される場合を含む。）の規定により審査会から推薦のあった者の中から適任者を公社等の理事長に任命又は指名するものとする。

(公募制の例外)

第4 知事は、公社等の統廃合若しくは経営改革を行うため必要があると認める場合又は公募の手続を行ういとまがないと認められる場合は、あらかじめ審査会の承認を得た上で、第3の規定による手続をとることなく、公社等の理事長を任命又は指名することができるものとする。

(再登用手続)

第5 知事は、第3の規定により任命又は指名した公社等の理事長の任期が満了した場合において、同一人を再び公社等の理事長に任命又は指名しようとするときは、あらかじめ、再任命又は再指名しようとする者が公社等の理事長としての適格性を有するかを審査会に検証させ、その承認を得なければならない。

2 前項の規定による再任命又は再指名は、同一人について二度までとする。

(審査会)

第6 審査会の委員は、次のとおりとする。

(1) 青森県公社等点検評価委員会の委員をもって充てる委員(以下「共通委員」という。)

(2) 公社等の業務に関する専門家の中から審査の対象となる公社等ごとに知事が委嘱する委員(以下「専門委員」という。)

2 委員の任期は、3年とする。ただし、共通委員の委嘱の日後に専門委員が委嘱される場合にあっては、当該専門委員の任期は、委嘱の日から共通委員の任期の末日までとする。

3 審査会に会長を置き、委員の互選により定める。

4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。

5 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

6 審査会の審議は、共通委員及び審査の対象となる公社等に係る専門委員で行う。ただし、第4及び第5の規定による承認に係る審議は、共通委員で行う。

7 審査会の審議は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 審査会の審議は、公開しない。

9 この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

(守秘義務)

第7 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8 審査会の庶務は、総務部行政経営推進室において処理する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年12月1日から施行する。
- 2 平成16年度に委嘱された青森県公社等理事長候補者審査会の委員の任期は、第6第2項の規定にかかわらず、平成17年3月31日までとする。
- 3 青森県公社等経営責任候補者審査会設置要綱(平成14年3月28日施行)は廃止する。

附 則(平成17年4月26日改正)

この要綱は、平成17年4月26日から施行する。

附 則(平成18年3月29日改正)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年5月10日改正)

この要綱は、平成19年5月12日から施行する。

附 則(平成19年11月22日改正)

この要綱は、平成19年11月22日から施行する。

附 則(平成20年12月5日改正)

この要綱は、平成20年12月5日から施行する。